

中央区私立認可保育所施設賃借経費補助要綱

平成25年8月28日

25中福字第812号

(目的)

第1条 この要綱は、中央区（以下「区」という。）の区域内に存する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所で、同法第35条第4項の認可に係るもの（以下「私立認可保育所」という。）を運営する者に対し、当該私立認可保育所の施設の賃借に係る経費の一部を区が補助することにより、同法第24条第1項に規定する児童に継続して保育を提供することができる環境を整備し、もって児童福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱による補助を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、平成21年9月1日以後に開設された私立認可保育所を運営する者とする。

(補助金の種類)

第3条 この要綱による区の補助金の種類は、次のとおりとする。

- 一 開設前補助金
- 二 開設後補助金

(補助対象経費)

第4条 開設前補助金の補助の対象となる経費は、施設（私立認可保育所の認可に係るものに限る。以下同じ。）の礼金（私立認可保育所の開設日（以下「開設日」という。）の属する月（以下「開設月」という。）の1年前の月から開設月の前月までの間に補助対象者が支出したものとし、かつ、施設の賃借料及び共益費の2か月分までとする。）並びに開設月の1年前の月から開設月の前月までの間の施設の賃借料及び共益費（以下「開設前補助対象経費」という。）とする。ただし、施設の開設前から認可外保育施設として運営していた場合は、この限りでない。

2 開設後補助金の補助の対象となる経費は、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に定める経費（以下「開設後補助対象経費」という。）とする。

- 一 開設月から、開設日から起算して10年を経過した日の属する月の末日までの期間 当該期間における施設の賃借料及び共益費
- 二 前号に掲げる期間の末日の翌日から平成42年3月31日までの期間 当該期間中の施設の賃借料（消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）を除く。）

3 開設日以後に、既存施設に加えて、新たな面積について賃貸借契約を締結し、私立認可保育所の面積を拡大した場合、拡大した部分の開設後補助対象経費に係る補助対象期間にあつては、前項第1号の規定中「開設月」を「私立認可保育所の認可内容の変更日（以下「内容変更日」という。）が属する月」と、「開設日」を「内容変更日」と読み替えるものとする。ただし、私立認可保育所の定員の増加を伴わない面積の拡大であるときは、この限りでない。

- 4 開設日以後に初めて第7条の規定による交付決定を受ける場合で、中央区認証保育所運営費等補助要綱（平成14年9月24日14中福児第840号）における施設賃借経費補助を受けているときは、別表第1に定める補助対象期間とする。

（補助金の額）

第5条 区長は、毎年度予算の範囲内において、補助金の種類に応じ、別表第2に定める算定基準等に基づき算定した額の合計額を第7条に規定する補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「交付決定者」という。）に補助するものとする。

- 2 前項の規定による補助金の算定に当たって、1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

- 3 別表第1の3の項に該当する場合は、既存施設部分及び拡大部分のそれぞれに対し補助するものとする。

（交付申請）

第6条 区の補助金の交付を受けようとする補助対象者は、次に掲げる書類を区長に提出し、補助金の交付申請を行うものとする。

- 一 別記第1号様式による中央区私立認可保育所施設賃借経費補助金交付申請書
- 二 開設前補助金の交付を受けようとするものにあつては、児童福祉施設設置認可書の写し
- 三 領収書、賃貸借契約書の写し等補助対象経費を明らかにする書類

- 2 前項の交付申請は、次の各号に掲げる補助金の種類に応じ、当該各号に定める期間内に行わなければならない。

- 一 開設前補助金 私立認可保育所の認可を受けた日から開設月の前月の末日（その日が開庁日でないときは、直前の開庁日）まで
- 二 開設後補助金（第4条第2項第1号に定める経費で4月から9月までの間のものに限る。） これらの月の属する年度の9月の初日から同月末日（その日が開庁日でないときは、直前の開庁日）まで
- 三 開設後補助金（第4条第2項第1号に定める経費で10月から翌年3月までの間のものに限る。） これらの月の属する年度の3月の初日から同月末日（その日が開庁日でないときは、直前の開庁日）まで
- 四 開設後補助金（第4条第2項第2号に定める経費で4月から翌年3月までの間のものに限る。） これらの月の属する年度の3月の初日から同月末日（その日が開庁日でないときは、直前の開庁日）まで

- 3 区長は、必要があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる。

（交付決定）

第7条 区長は、前条第1項の交付申請があつたときは、その内容を審査の上、交付を適当と認めるときは別記第2号様式による中央区私立認可保育所施設賃借経費補助金交付決定通知書により、交付を不適当と認めるときは別記第3号様式による中央区私立認可保育所施設賃借経費補助金不交付決定通知書により当該交付申請をした者に通知するものとする。

(補助条件)

第8条 区長は、前条の規定により補助金の交付を決定するときは、別表第3に定める補助条件を付するものとする。

(補助金の交付)

第9条 交付決定者は、次の各号に掲げる補助金の種類に応じ、当該各号に定める期日（その日が開庁日でないときは、直前の開庁日）までに別記第4号様式による中央区私立認可保育所施設賃借経費補助金請求書により当該補助金を区長に請求するものとする。

- 一 開設前補助金 第7条の規定による交付決定を受けた日から10日を経過する日
- 二 開設後補助金(第4条第2項第1号に定める経費で4月から9月までの間のものに限る。)

これらの月の属する年度の10月末日

- 三 開設後補助金(第4条第2項第1号に定める経費で10月から翌年3月までの間のものに限る。)、これらの月の属する年度の翌年度の4月10日

- 四 開設後補助金(第4条第2項第2号に定める経費で4月から翌年3月までの間のものに限る。)、これらの月の属する年度の翌年度の4月10日

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求をした交付決定者に対して速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すものとする。

- 一 偽りその他不正の手段により区の補助金の交付を受けたとき。
- 二 区の補助金を他の用途に使用したとき。
- 三 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- 四 児童福祉法第35条第4項の認可を受けられなかったとき。
- 五 前各号に掲げるもののほか、補助を不相当と区長が認めるとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合で、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

3 区長は、前2項の規定により補助金の交付決定を取り消し、又は返還を求めるときは、別記第5号様式による中央区私立認可保育所施設賃借経費補助金交付決定取消・返還通知書により、当該補助金の交付決定を取り消した者に通知するものとする。

(関係書類の保管)

第11条 補助金の交付を受けた交付決定者は、開設前補助対象経費及び開設後補助対象経費に係る関係書類を、補助金の交付を受けた日から5年間保管しなければならない。

(分園の取扱いについて)

第12条 保育所分園の設置運営について（平成10年4月9日児発第302号）に基づく保育所分園の施設賃借経費に係る補助については、この要綱の規定を適用する。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉保健部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年9月1日から施行する。
- 2 この要綱第4条の規定は、平成25年4月分以後の施設の賃借料及び共益費並びに同月1日以後に助成対象者が支出した施設の礼金について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年8月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の中央区私立認可保育所施設賃借経費補助要綱第4条及び第5条の規定は、平成27年4月1日以後に開設し、又は面積を拡大した私立認可保育所（面積を拡大した場合にあっては、拡大部分に限る。）について適用し、同日前に開設し、又は面積を拡大した私立認可保育所については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年11月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の中央区私立認可保育所施設賃借経費補助要綱別表第2の2の表及び3の表の規定は、この要綱の施行の日において現に補助金の交付を受けている者についても適用する。
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の中央区私立認可保育所施設賃借経費補助要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、平成29年9月28日から施行し、同年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の中央区私立認可保育所施設賃借経費補助要綱（以下「改正後の要綱」という。）第4条第2項、別表第1及び別表第2の規定は、平成29年4月1日（以下「適用日」という。）以後に開設し、又は面積を拡大した私立認可保育所（面積を拡大した場合にあっては、拡大部分に限る。以下同じ。）について適用する。
- 3 適用日前に開設し、又は面積を拡大した私立認可保育所における改正後の要綱第4条第2項、別表第1及び別表第2（補助上限額及び算定基準の欄を除く。）の規定の適用については、なお従前の例による。
- 4 改正後の要綱別表第2（補助上限額及び算定基準の欄に限る。）の規定は、適用日前に開設し、又は面積を拡大した私立認可保育所についても適用する。
- 5 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の中央区私立認可保育所施設賃借経費補助要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお使用することができる。

（中央区認定こども園開設後施設賃借経費等補助要綱の廃止）

- 6 中央区認定こども園開設後施設賃借経費等補助要綱（平成21年4月1日21中福字第340号）は、廃止する。

（認定こども園開設後施設賃借経費等補助金の廃止に伴う経過措置）

- 7 この要綱の施行前に前項の規定による廃止前の中央区認定こども園開設後施設賃借経費等補助要綱の規定により開設後施設賃借経費補助金の交付を受けた期間は、改正後の要綱の規定により開設後補助金の交付を受けた期間とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年9月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の中央区私立認可保育所施設賃借経費補助要綱（以下「改正後の要綱」という。）第4条及び別表第2の規定は、平成30年9月1日以後に賃貸借契約を締結した上で、平成31年9月1日（以下「適用日」という。）以後に開設した私立認可保育所について適用する。
- 3 適用日前に開設した私立認可保育所における改正後の要綱第4条及び別表第2の規定の適用については、なお、従前の例による。
- 4 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の中央区私立認可保育所施設賃借経費補助要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の中央区私立認可保育所施設賃借経費補助要綱第4条第2項、第6条第2項第4号、第9条第1項第4号及び別表第2の規定は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）以後に開設し、又は面積を拡大した私立認可保育所（面積を拡大した場合にあっては、拡大部分に限る。以下同じ。）及び施行日前に開設し、又は面積を拡大した私立認可保育所について適用する。
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の中央区私立認可保育所施設賃借経費補助要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の中央区私立認可保育所施設賃借経費補助要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

別表第1（第4条・第5条関係）

	区 分	補助対象期間	開設日の取扱い
1	既存施設の所在地及び面積の変更（保育所の使用区分の変更に伴う軽微な増減を含む。）をせずに、私立認可保育所へ移行し、補助対象者となった場合	第4条第2項に規定する期間から既に受けている補助の期間を除いた期間	移行前の施設が開設した日
2	既存施設とは別の新たな物件について賃貸借契約を締結し、所在地を変更するとともに、私立認可保育所へ移行し、補助対象者となった場合	第4条第2項に規定する期間	移行後の施設が開設した日
3	既存施設に加えて、新たな物件について賃貸借契約を締結し、保育所の面積を拡大するとともに、私立認可保育所へ移行し、補助対象者となった場合	(1) 既存施設部分 第4条第2項に規定する期間から既に受けている補助の期間を除いた期間	移行前の施設が開設した日
		(2) 拡大部分 第4条第2項に規定する期間	移行後の施設が開設した日

別表第2 (第5条関係)

1 開設前補助金	
補助対象経費	補助上限額
開設前補助対象経費	35,000千円
算定基準 補助対象経費の合算額（賃借料及び共益費の1年分の額を限度とする。）に4分の3を乗じて得た額と補助上限額を比較していずれか少ない額を補助する。	

2 開設後補助金（第4条第3項若しくは別表第1の3の項に該当する場合の既存施設部分、別表第1の1の項に該当する施設又は別表第1の2の項に該当する場合で、私立認可保育所への移行に伴い定員の拡大を行う施設）

区分		補助対象経費	補助上限額	算定基準
(1)	開設日から起算して3年を経過した日の属する月の末日まで	第4条第2項第1号に規定する開設後補助対象経費	1年当たり 45,000千円	補助対象経費から本要綱以外で得た施設賃借経費に係る補助金の額を控除した額に8分の7を乗じて得た額と補助上限額から本要綱以外で得た施設賃借経費に係る補助金の額を控除した額を比較していずれか少ない額を補助する。
(2)	(1)に掲げる期間の末日の翌日から起算して2年を経過した日の属する月の末日まで		1年当たり 35,000千円	
(3)	(2)に掲げる期間の末日の翌日から起算して5年を経過した日の属する月の末日まで			補助対象経費から本要綱以外で得た施設賃借経費に係る補助金の額を控除した額に4分の3を乗じて得た額と補助上限額から本要綱以外で得た施設賃借経費に係る補助金の額を控除した額を比較していずれか少ない額を補助する。
(4)	(3)に掲げる期間の末日の翌日から起算して平成42年3月31日まで（国庫補助事業が残存する場合）	第4条第2項第2号に規定する開設後補助対象経費	施設全体の賃借料及びその消費税の年額と公定価格の賃借料加算額との乖離が3倍以上ある施設 1年当たり 35,000千円 施設全体の賃借料及びその消費税の年額と公定価格の賃借料加算額との乖離が3倍未満の施設 1年当たり 20,000千円 1年当たり 20,000千円	

備考

- 平成29年4月1日に開設する施設にあっては、(1)及び(2)に掲げる算定基準のうち、「8分の7」を「16分の15」と読み替えるものとする。
- この表における区分(4)に掲げる国庫補助事業とは、認可保育所等設置支援事業の実施について（平成29年3月31日雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別添3に規定する都市部における保育所等への賃借料支援事業をいう。
- この表における区分(4)に掲げる補助上限額のうち「施設全体の賃借料」とは、既存施設、拡大部分及び保育所分園の賃借料の合計額をいう。
- この表における区分(4)に掲げる補助上限額のうち「公定価格の賃借料加算額」とは、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）第1条第51号に規定する賃借料加算の額をいう。

3 開設後補助金（第4条第3項若しくは別表第1の3の項に該当する場合の拡大部分又は別表第1の2の項に該当する場合で、私立認可保育所への移行に伴い定員の拡大を行わない施設）

区分		補助対象経費	補助上限額	算定基準
(1)	内容変更日又は開設日から起算して10年を経過した日の属する月の末日まで	第4条第2項第1号に規定する開設後補助対象経費	1年当たり 35,000千円	補助対象経費から本要綱以外で得た施設賃借経費に係る補助金の額を控除した額に4分の3を乗じて得た額と補助上限額から本要綱以外で得た施設賃借経費に係る補助金の額を控除した額を比較していずれか少ない額を補助する。
(2)	(1)に掲げる期間の末日の翌日から起算して平成42年3月31日まで（国庫補助事業が残存する年度）	第4条第2項第2号に規定する開設後補助対象経費	施設全体の賃借料及びその消費税の年額と公定価格の賃借料加算額との乖離が3倍以上ある施設 1年当たり 35,000千円	
	(1)に掲げる期間の末日の翌日から起算して平成42年3月31日まで（国庫補助事業が廃止された年度以降）		施設全体の賃借料及びその消費税の年額と公定価格の賃借料加算額との乖離が3倍未満の施設 1年当たり 20,000千円 1年当たり 20,000千円	

備考

- この表における区分(2)に掲げる国庫補助事業とは、認可保育所等設置支援事業の実施について（平成29年3月31日雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別添3に規定する都市部における保育所等への賃借料支援事業をいう。
- この表における区分(2)に掲げる補助上限額のうち「施設全体の賃借料」とは、既存施設、拡大部分及び保育所分園の賃借料の合計額をいう。
- この表における区分(2)に掲げる補助上限額のうち「公定価格の賃借料加算額」とは、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）第1条第51号に規定する賃借料加算の額をいう。

別表第3（第8条関係）

補助条件

1 承認事項

交付決定者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、(1)に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 事故報告等

交付決定者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 状況報告

交付決定者は、区長の求めに応じて、補助事業の遂行の状況に関し書面により報告しなければならない。

4 補助事業の遂行命令及び遂行の一時停止命令

- (1) 区長は、交付決定者が提出する報告又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業がこの補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、交付決定者に対しこれらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。
- (2) 交付決定者が(1)の命令に違反したときは、区長は、交付決定者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

5 是正のための措置

区長は、4の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、交付決定者に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための処置をとるべきことを命ずることができる。

6 違約加算金及び延滞金

- (1) 交付決定者は、第10条の規定によりこの交付の決定の全部又は一部を取り消され、補助金の返還を命じられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の受領額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) 交付決定者は、補助金の返還を命じられたにもかかわらず、これを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じその未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

7 違約加算金の計算

- (1) 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における6の(1)の規定の適用については、返還を命じられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡り、それぞれの受領の日において受領したものとする。
- (2) 7の(1)の規定により、交付決定者が納付した違約加算金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

8 延滞金の計算

6の(2)の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

9 他の補助金等の一時停止等

区長は、交付決定者に対し、補助金の返還を命じ、交付決定者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、交付決定者に対して、同種の事

務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

10 私立認可保育所の運営上の留意事項

この補助金の交付を受ける交付決定者は、私立認可保育所の運営に当たっては、当該運営に係る関係法令等に留意し、遵守しなければならない。

11 消費税及び地方消費税の取扱い

- (1) 補助事業完了後に、消費税の申告によりこの補助金に係る消費税の仕入控除税額（この要綱に定める補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）が確定した場合は、速やかに区長に報告しなければならない。
- (2) (1)の規定にかかわらず、交付決定者が全国的に事業を展開する組織の一部、一支社、一支所等であって、自ら消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等（以下「本部等」という。）で消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。
- (3) 区長は、(1)又は(2)の報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を区に納付させることがある。